官報

発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕　一

〔人事異動〕　四

内閣　警察庁

〔皇室事項〕　五

〔官庁報告〕　六

官庁事項

登録生存講習機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

登録消火講習機関の登録事項の変更に関する公示（同）

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

狩野川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更について（中部地方整備局）

北海道開発局公示（北海道開発局）

基本測量関係事項公告（国土交通省）

〔公　告〕　七

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

〔その他告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二〇六）

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産七三六～七四六）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六五四、六五五）

○水防法第十一条の三第一項の規定に基づき高潮予報を行う海岸を指定する件（同六五六）

○道路に関する件（関東地方整備局一七九）

○道路に関する件（北陸地方整備局三一）

○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（中部地方整備局五三）

○道路に関する件（近畿地方整備局八三、八四）

○道路に関する件（四国地方整備局四六）

○道路に関する件（九州地方整備局六八、六九）

○道路に関する件（北海道開発局四二、四三）　六

その他告示

○総務省告示第二百六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月二十九日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　令和八年度米豪軍との実動訓練（サザン・ジャッカルー26）実施部隊

二　国外派遣期間　令和八年七月十九日まで

三　派遣人数（概数）　四百三十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦

○農林水産省告示第七百三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月一日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第18321号
2　登録年月日　平成21年７月31日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　エンジェルムーン　ラブレター
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第18359号
2　登録年月日　平成21年７月31日
3　農林水産植物の種類
Saccharum L.
4　登録品種の名称　Ni26
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

1　登録番号　第30362号
2　登録年月日　令和６年７月31日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DLFNUBE1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第七百三十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月五日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25305号
2　登録年月日　平成28年８月３日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイシスティーナ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第25225号
2　登録年月日　平成28年８月３日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIELLO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第七百三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年八月六日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和